

取引先の中国企業が米国による制裁 対象となった場合の留意点の整理

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、西村あさひ法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

近年、米国による中国に対する経済安全保障法制が断続的に公表されており¹、経済的圧力を強化しようとする動きが顕著といえます。本稿では、日本企業に直接かつ即時に影響するという観点から、米国の輸出管理規制の関連動向に焦点を当てつつ、これに対する中国の対抗立法の状況、そして米中双方の狭間に立たされる日本企業が留意すべきポイントをご紹介します。

1. 米国の輸出管理規制の動向

(1) 米国の輸出管理規制の概要

米国商務省産業安全保障局（BIS）による輸出管理規則（EAR）および関連法令に基づいた中国企業を対象とした輸出規制の強化は、日本企業²の経済活動にも影響を与える可能性があります。例えば、米政権が「米国の国家安全保障または外交政策上の利益に反する行為に携わっている、またはその恐れがある」と判断した団体や個人（以下、エンティティ）は、EARに基づきエンティティ・リスト（EL）に追加され、それらへ米国製品（物品・ソフトウェア・技術）の輸出などを行う場合には、事前許可が必要とされています。

特に EAR は、域外適用の条項を有しており、EAR 対象品目について米国からの輸出取引を規制するだけでなく、国外における取引も規制対象となり得る点に留意が必要です。

さらに、本稿 4. のケーススタディでも触れるように、米国によるリスト掲載による制裁措置には、米国財務省外国資産管理局（OFAC）が管理する特別指定国民（SDN）リストへの掲載も挙げられます。SDN に掲載された場合、EL などのようにリスト掲載者への輸出取引に限らず、金融取引なども含むより幅広い取引が禁止されることとなります。

このほか、米国による中国に対する経済安全保障法制としては、外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）による投資審査の拡大・改変や、国防授權法（NDAA）による政府調達からの締め出しなどがあります。

(2) 華為技術（ファーウェイ）に対する規制の例

2019 年 5 月、米国商務省（BIS）は、中国の華為技術（ファーウェイ）および同社の関連 68 社²（以下、「ファーウェイなど」）を EL に加えると発表しました。これにより、EAR 対象品目の米国原産製品について、ファーウェイなどへの輸出・再輸出などに BIS の事前許可が必要（ただし原則不許可）となりました。

また、2020 年 5 月、BIS は、第三国経由での規制逃れを防ぐために、ファーウェイなどへの輸出管理を強化すると発表しました。EAR 規制対象品目であり、かつ特定の ECCN（Export Control Classification Number）に該当する技術またはソフトウェアを使用して、米国外でファーウェイなどにより開発または製造された直接製品についても、ファーウェイなどへの提供・仕向けがある旨を知りまたは知り得る場合において、許可または許可例外がなければ、再輸出や米国外からの輸出ができない旨の規制を追加しました。

¹ 米国の安全保障管理に関する法制度の詳細については、ジェトロウェブサイト「[特集：新たな局面を迎える安全保障貿易管理](#)」から「[専門家による政策解説【米国】](#)」を参照。

² 日本法人および日本法人が支配権を有する形で中国等の外国に設立するいわゆる「日系中国法人」を含む。

² 2019 年 5 月 15 日時点の EL 掲載社数。

さらに、同年8月には、BISは、ファ어ウェイなどに対するEAR対象品目であり、かつ特定のECCNに該当する技術またはソフトウェアを用いた直接製品へのアクセス制限をさらに強化しました。すなわち、以下(i)(ii)の場合において、これらの事情を知りまたは知り得る状態にありながら、当該製品の取引を行う際には、事前にBISの許可が必要(ただし原則不許可)となりました。

(i) ファ어ウェイなどが生産、購入、もしくは注文する部品・装置の開発または製造に使用される場合

(ii) ファ어ウェイなどが「購入者」「中間荷受人」「最終荷受人」「エンドユーザー」などの当事者である場合

これら一連の制裁の結果、ファ어ウェイは特にハイレベルの半導体チップを入手できない苦境に陥りました。制裁からの負担の軽減を求めため、2020年11月17日、ファ어ウェイは「栄耀(オナー)」ブランドで展開する低価格帯のスマートフォン事業を売却すると発表。苦境の打開を試みています。

2. 中国の対抗立法の概要

一方、中国は、主に米国による経済安全保障法制を念頭に置いて、以下の対抗立法を整備して牽制を図っています。2020年9月に(1)「信頼できないエンティティ・リスト」制度を施行。その後、2021年1月に(2)「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」を、同年6月には(3)「反外国制裁法」を相次いで施行しました。

(1) 「信頼できないエンティティ・リスト」制度

「信頼できないエンティティ・リスト」制度¹(2020年9月19日施行)は、外国エンティティによる以下(ア)および(イ)の行為に対して制裁措置を講じることをその目的としています(2条)。

(ア) 中国の国家主権、安全および利益の発展を侵害する行為

(イ) 正常な市場取引原則に違反して、中国企業、その他の組織もしくは個人との正常な取引を中止し、または中国企業、その他の組織もしくは個人に対して差別的措置を取ることによって、中国企業、その他の組織もしくは個人の適法な権益に重大な損害を与える行為

「信頼できないエンティティ・リスト」に掲載された者に対しては、以下(ア)～(エ)の措置を講じ、かつ、これを公表することができます(10条)。

(ア) 中国関連の輸出入活動の制限または禁止

(イ) 中国国内への投資の制限または禁止、関係者および交通輸送の手段などの入国の制限または禁止

¹ 詳細は、[『「信頼できないエンティティ・リスト」制度の概要』](#)および、[『「信頼できないエンティティ・リスト」制度 其他リストとの比較』](#)を参照。

- (ウ) 関係者の中国国内での就業許可、滞在または在留資格の制限または取消し
- (エ) 過料、その他必要な措置

なお、2022年6月17日現在、「信頼できないエンティティ・リスト」への企業または個人の掲載の有無は、明確に公表されている限りでは不見当でした。

(2) 外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則

「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」¹（2021年1月9日施行。以下、「阻止規則」）は、次の3つの要件をすべて満たす場合に、適用されます（2条）。

- (ア) 外国の法律および措置（以下、「外国制裁法規など」）が域外適用されること
- (イ) (ア)の「域外適用」が、国際法および国際関係の基本原則に違反するものであること
- (ウ) (ア)の「域外適用」により、中国公民、法人またはその他の組織（以下、「中国エンティティ」）が第三国（地域）およびその公民、法人またはその他の組織（以下、「第三国エンティティ」）との正常な経済・貿易および関連活動を行うことを不当に禁止または制限されること

こうした不当な域外適用が存在する状況について、中国エンティティから報告を受けた当局（國務院商務部主管部門）は、評価を行ったうえで外国制裁法規などに不当な域外適用が存在するか否かの確認を行います（4条）。不当な域外適用が確認された場合には、國務院商務部主管部門は、当該外国制裁法規などの承認・執行・遵守を禁止する旨の命令（以下、「禁止令」）を公布することができます（7条）。禁止令を遵守しない場合には行政罰（警告、是正命令および過料）の対象となるため（13条）、日系中国法人は特に留意する必要があります。

一方、日本法人は（例えば、米国などによる）当該外国制裁法規などを遵守しなければならず、日本法人の中国子会社（以下、「日系中国法人」）も追随しなければならない可能性が生じます。そのため、日系中国法人は、中国の「阻止規則」によって公布された禁止令との間で難しい判断を迫られることとなります。

禁止令の対象となっている外国制裁法規などを遵守することにより、中国エンティティの適法な権益を侵害した場合には、当該中国エンティティは中国の裁判所に対して訴えを提起し、当該当事者に対して損害賠償を請求することができるとされています（9条1項）。また、禁止令の対象となっている外国制裁法規などに基づきなされた判決・裁定が中国エンティティに損害をもたらした場合には、当該中国エンティティは、中国の裁判所に提訴し、上記判決・裁定において利益を取得した当事者に対して賠償を請求することができます（9条2項）。

¹ 詳細は、[『『外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則』の概要』](#) および [『『外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則』の実務上のポイント』](#) を参照。

(3) 反外国制裁法

「反外国制裁法」¹（2021年6月10日施行）は、外国政府が国際法および国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国法に基づいて、中国に対して抑制または抑圧を行い、中国の公民または組織に対して差別的制限措置を講じ、中国の内政に干渉した場合には、当該差別的制限措置の制定、決定、実施に直接または間接的に関与した個人または組織を報復リストに掲載することができる旨を規定します（3条、4条）。報復リストに掲載された個人または組織のみならず、それらの関係者（個人の配偶者および直系親族、組織の高級管理職または実質的支配者など）も対象になり得ます（5条）。

報復リストの対象者に対して、当局（国務院の関係部門）は、（ア）入国制限（査証の発給拒否、入国拒否、査証の取消し、国外追放）、（イ）資産凍結（中国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差押えなど）、（ウ）活動制限（中国国内の組織や個人との関連取引、提携などの活動の禁止または制限）などの措置を講じることができます（6条）。

中国国内のエンティティー（日系中国法人を含む）は、当局による前記報復措置を遵守しなければならない（11条1項）、また、差別的制限措置の実行またはその協力をし、中国の公民または組織の適法的な権益を侵害した場合には、中国国内のエンティティーであるか否かにかかわらず、当該公民または組織から提訴され、侵害行為の差し止めや損害賠償を請求され得る（12条）点には留意が必要です。

3. 中国の取引先企業が米国のエンティティー・リスト等に掲載された場合の留意点

(1) 米国法との関係での留意点

取引先の中国企業・個人などが米国の EL に掲載された場合には、当該企業・個人などへの米国からの輸出、再輸出などを行うに際して、EL の要求に基づいて BIS に対し許可を申請しなければなりません。ただし、上述のとおり、その許可申請に対する BIS の審査方針は「原則として不許可」とされています。

また、掲載された中国企業・個人などに対して、EAR 対象品目の仕入れなどに協力したり、共謀したり、サービスを提供するような行為をした場合にも、罰金、刑事罰の対象となるため留意が必要です。

このほか、4.で後述するケーススタディで取り上げる SDN リストに掲載された場合には、米国外の個人・企業も、EL のようにリスト掲載者への輸出取引に限らず、金融取引などを含め、リスト掲載者との「米国接点」がある取引を禁止されます。

「米国接点」がある取引は幅広く解釈され、米ドル建て取引や、米国の個人・企業による SDN リスト掲載者との取引を惹起・幫助などする、米国以外の個人・企業による米国外での行為などを含みます。

(2) 中国法との関係での留意点

米国の EL に掲載された中国企業・個人との取引を、日本企業が EAR など米国法に従って中止するなどした場合、当該日本企業は、「反外国制裁法」12条や「阻止規則」9条などの中国法に基づいて、取引中止行為などの差し止めや、損害賠償請求を申し立てられるリス

¹ 詳細は、[「反外国制裁法の概要」](#) および [「反外国制裁法の実務上のポイント」](#) を参照。

クがあります。

こうした事態を避けるために、中国企業との取引契約においては、当該中国企業が米国などから制裁などを受けた場合に、日本企業が有利な形（例えば、賠償義務を負わない形）で契約を解除する条項を設けることなどが対応として考えられます。しかしながら、このような契約条項はそもそも強行規定¹違反または公序良俗違反を理由に無効と判断される可能性があります（「民法典」153条1項、2項）。また、当該条項に基づき契約解除した場合、外国の差別的規制措置への協力や外国制裁法規などへの遵守を理由に損害賠償請求などを受けるリスクがあります（「反外国制裁法」12条、「阻止規則」9条）。

なお、契約の準拠法を中国法以外の外国法とした場合であっても、「反外国制裁法」などが強行法規であることを理由に、適用される可能性もあることに留意する必要があります。

このように、日本企業が米国の取引制限・禁止を含む制裁措置と中国の対抗措置との「板挟み」になることが想定され、実際の実務でもかかる事態が発生しています。

4. ケーススタディ

最後に、日本企業の取引先の中国企業が、米国の経済安全保障法制による制裁措置の適用対象となるケースを想定して、その対応を検討します。

(1) ケースの概要

日本企業 X 社（注文者）は、中国企業 Y 社（請負人）との間で製造委託契約の締結を予定しています。ところが、Y 社の親会社の中国企業 Z 社が米国 OFAC の SDN リストに掲載される懸念が生じました。Z 社が SDN リストに掲載された場合、X 社は Y 社に対して契約に基づく支払いができなくなります。

(2) 日本企業が直面しうる状況

Y 社（請負人となる中国企業）は、以下（ア）～（ウ）の意向を表明し、X 社（注文者となる日本企業）との契約の締結を希望しました。

（ア）Z 社の SDN リストへの掲載（以下、「本件制裁」）を契約の解除事由として定めることを受け入れる。

（イ）契約に基づく解除であれば、外国の差別的規制措置に基づく解除ではないため、「反外国制裁法」などには抵触するものではないと認識。

（ウ）仮に抵触するとしても、Y 社としては「反外国制裁法」などに基づく損害賠償請求を放棄する旨のレターを差し入れることができる。

しかし、X 社（注文者となる日本企業）は、（ア）および（ウ）は、「反外国制裁法」などに抵触し、当事者間の合意が無効と判断される可能性があることを懸念しました。そのため、

¹ 中国法上、強行規定は、私的自治の原則の例外として契約の効力に影響を及ぼす「効力的強行規定」と、行政上の管理および処罰のための「管理的強行規定」とに分類できます。「反外国制裁法」および「阻止規則」で認められている損害賠償請求を禁止等する契約条項については、このうち「効力的強行規定」に違反していると認定され、当該契約条項が無効とされる可能性があります。

本件制裁が起きたとしても X 社が契約を解除できないリスクや、契約の不履行を理由に Y 社（請負人となる中国企業）から損害賠償請求されるリスクがあると考えました。また、(イ)についても、解除の原因が本件制裁である以上、外国の差別的規制措置に基づく解除と認定されるリスクがあると考えました。

(3) 想定される対応方法

X 社（注文者となる日本企業）の実務上想定される対応としては、リスクを低減するため、まずは上記（2）の（ア）の解除事由を契約に盛り込むことが考えられます。加えて、本件制裁が発生した場合に備えて契約解除以外のオプション（履行の一定期間の停止、Y 社（請負人となる中国企業）による完成物の転売の許容など）を追加することも対応方法の一つとして挙げられます。こうしたオプションを追加しておくことで、仮に「反外国制裁法」などが適用されたとしても、Y 社において損害が発生する事態、すなわち Y 社が X 社に対して損害賠償を請求する事態を可及的に回避できる建付けとできると考えられます。

西村あさひ法律事務所
弁護士 野村 高志
藤井 康次郎
淀川 詔子
東城 聡
志賀 正帥

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220019>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp